

答 申

1 審査会の結論

諮問第153号案件「世田谷区社会福祉事業団職員の〇〇が令和3年3月5日に第三者の婚姻届書を業務上偽造した事件について、世田谷区高齢福祉部及び障害福祉部と世田谷区社会福祉事業団が協議した一切の記録」について、非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和4年11月24日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同月28日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、請求人が行った「世田谷区社会福祉事業団職員〇〇氏が令和3年3月5日に第三者の婚姻届書を業務上偽造した事件について、世田谷区障害福祉部及び高齢福祉部と世田谷区社会福祉事業団が協議した事項、内容に関する一切の記録」の行政情報開示請求(令和4年度受付第282号。以下「本件請求」という。)に対し、世田谷区長が令和4年11月22日付けで行った非開示決定処分(以下「本件処分」という。)は不当である等と主張して、処分の取消しを求め、非開示部分の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書で主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- ① 本件請求に係る事件については、実施機関と繰り返し協議をしており、本件請求に係る情報が実施機関に何も存在しないということはありません。
- ② 「当該職員が業務として第三者の婚姻届を偽造することは行い得ず(以下、略)」という世田谷区長の主張は、根拠を欠く不当なものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件請求に対し、対象の行政情報が不存在であるとして本件処分を行った。

実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 令和4年11月8日付け行政情報開示請求書の開示請求に係る行政情報の件名又は内容欄には、「世田谷区社会福祉事業団職員〇〇氏が〇〇に第三者の婚姻届書を業務上偽造した事件について、世田谷区障害福祉部及び高齢福祉部と世田谷区社会福祉

事業団が協議した事項、内容に関する一切の記録」との記載がある。

- (2) 請求人が主張するように、〇〇氏が同行援護事業における従業者として敦子氏を担当していたとすると、同行援護という業務の一環として、婚姻届書の偽造が行われた事件という意味に解することができる。
- (3) しかしながら、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第4項に規定する同行援護は、「視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること」であり、婚姻届書の偽造という行為を含むものではない。

そもそも「偽造」とは、一般に「作成権限を有しない者が他人の名義を冒用して文書を作成すること」をいうが、戸籍届書においては代書が認められており、請求人がいかなる根拠をもって偽造が行われたと主張するのか判然としない。戸籍法施行規則第62条は「届出人、申請人その他の者が、署名すべき場合に、署名することができないと市町村長において認めるときは、氏名を代書させるだけで足りる。前項の場合には、書面にその事由を記載しなければならない」と定めている。甲第1号証（婚姻届）の「その他」欄には「届出人・・・は自署不能につき代筆しました」と記入されており、〇〇氏が同条に基づいて代書したものと看取し得る。同氏が偽造を行ったのであれば、このような記入はしないと考えるのが常識に適っている。

- (4) 請求人の要望に応じて処分庁が行った協議は、「婚姻届書を業務上偽造した事件」について行ったものではなく、同行援護の従業者が、業務の範囲を超えた支援を行った可能性がある案件として、どのような情報開示が可能かを確認したものである。
- (5) 処分庁は、戸籍事務管掌者でもあるが、婚姻届が偽造されたという認識を持っていないので、行政情報開示請求書に「第三者の婚姻届書を業務上偽造した事件に関して（中略）協議した事項、内容」との記載がある以上、そのような協議は行っていないと言わざるを得ず、開示することは不可能であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件審査請求対象文書は、世田谷区社会福祉事業団職員〇〇氏が〇〇に第三者の婚姻届書を業務上偽造した事件について、世田谷区障害福祉部及び高齢福祉部と世田谷区社会福祉事業団が協議した事項、内容に関する一切の記録である。

本件処分において、実施機関は、本件請求対象文書が不存在であることを理由にそのすべてを非開示としている。

(2) 本件審査請求対象文書の存否について

条例第7条は「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている

場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。」と規定している。一方、条例第10条第2項は「実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第4項は同行援護について、「視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること」と規定している。

これを本件についてみると、本件請求の請求書の「開示請求に係る行政情報の件名又は内容」欄には「世田谷区社会福祉事業団職員〇〇氏が〇〇に第三者の婚姻届書を業務上偽造した事件について、世田谷区障害福祉部及び高齢福祉部と世田谷区社会福祉事業団が協議した事項、内容に関する一切の記録」と記載されている。この記載の解釈としては、世田谷区社会福祉事業団職員が同行援護事業における同行援護という業務の一環として、婚姻届書の偽造が行われた事件に関する文書の請求が行われたという意味に解することができる。

しかし、実施機関が主張するように、同行援護事業において、同行援護は婚姻届書の偽造という行為を含むものではなく、そのため社会福祉事業団職員が同行援護という業務の一環として、第三者の婚姻届を偽造するという業務は行い得ない。

したがって、本件審査請求対象文書は存在しないと言わざるを得ない。

なお、上記の判断に当たって、以下の検討を行ったことを付しておく。すなわち、本件請求の趣旨が、当該職員が第三者の婚姻届を単に偽造又は代筆した件に関して担当部署が把握した事実及び当該事案への対応を検討した際に作成した一切の記録という趣旨だったと仮定した場合においても、同様に非開示決定となると考えられる。この場合においては、当該場合における請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えることは、第三者が当該職員により婚姻届を偽造又は代筆されたか否かという、当該第三者を特定し得る「個人に関する情報」（条例第7条第2号）を開示することとなる。したがって、条例第9条の規定に基づき、当該行政情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否し、非開示決定を行うこととなると考えられる。

よって、実施機関が文書不存在を理由に非開示決定を行ったことは、妥当である。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日付	審議経過
令和5年5月31日	(諮問第153号) ・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。
令和6年11月28日	(令和6年度第7回審査会)

	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和6年12月16日	(令和6年度第8回審査会) <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和7年2月5日	(令和6年度第9回審査会) <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き諮問事項を審査した。
令和7年3月11日	(答申第153号) <ul style="list-style-type: none"> ・審査庁(世田谷区長)に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 大林 啓吾
 副会長 土田 伸也
 委員 太田 航平
 委員 白石 裕美子
 委員 松村 武志